

農業経営負担軽減支援資金の概要

【償還負担の軽減を図るための資金（負債整理資金）の借入れ】

経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に
対し、その償還負担の軽減を図るのに必要な資金を融通します。

1 借入対象者

- ① 以下の条件を満たす農業者（法人を含む。）
 - ・ 農業経営改善に取り組む意欲と能力を有するもの
 - ・ 60歳未満の者では、主として農業に従事（60歳以上の者の場合は後継者が農業に従事）しているもの
 - ・ 農業所得が総所得の過半を占めるもの
 - ・ 現に約定償還金の一部の返済が可能であるもの
- ② 目標地図に位置付けられた者（※）
（※）農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者をいいます。

2 借入条件

- （1）資金用途：営農負債の借換え
- （2）借入限度額：営農負債の残高
- （3）借入金利：2.80%（令和8年5月18日現在）
- （4）償還期限：10年（うち据置期間3年）以内
※ ただし、既往債務の年間償還額からみて、特に必要があると認められる場合の償還期限は15年以内

3 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

4 利用方法

借入希望者は、最寄の窓口機関（農協、銀行等）に必要書類（※）を提出
（最寄の窓口機関がご不明な場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して
下さい。）
※必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。